

愛知県公安委員会告示第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり豊川市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年11月25日

愛知県公安委員会委員長 中 尾 友 紀



1 合意した者

- (1) 豊川市
- (2) 豊鉄バス株式会社
- (3) NTTドコモビジネス株式会社東海支社
- (4) 中部運輸局
- (5) 愛知県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、豊川市及び豊鉄バス株式会社が管理する別表に掲げる停留所とする。

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
NTTドコモビジネス株式会社 東海支社	道路運送法の規制対象外となる自動運転バスの実証実験運行（無償）	令和7年度豊川市自動運転社会実装推進事業

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

別 表

停 留 所 名	所 在 地
豊川市コミュニティバス 豊川駅前 イオンモール豊川	豊川市西本町58 豊川市白鳥町兎足1番16地
豊鉄バス 豊川駅前 イオン豊川店（往路） イオン豊川店（復路） 豊川市役所前（往路） 豊川市役所前（復路） 豊川体育館前西（往路） 豊川体育館前西（復路） イオンモール豊川	豊川市西本町仁保通101番地先 豊川市開運通2丁目41番地の2先 同上 豊川市諏訪2丁目11番地の2先 同上 豊川市諏訪3丁目229番地先 同上 豊川市白鳥町兎足1番16地